

議案第49号

南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例

南風原町就学指導委員会条例（昭和52年南風原村条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年9月4日提出

南風原町長 城間俊安

（提案理由）

学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第244号）の規定および25文科初第756号の通知により、南風原町就学指導委員会条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例

南風原町就学指導委員会条例（昭和52年南風原町条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第1条中「障がいのある幼児児童生徒（以下「障がい児」という。）の保護者に対し適切な就学指導を行うため、南風原町就学指導委員会」を「南風原町立幼稚園、小学校及び中学校における特別支援を要する幼児、児童及び生徒の就学支援を行うとともに、就学後も一貫した支援を行うため、南風原町教育支援委員会」に改める。

第2条中「障がい児の適切な就学指導及びこれに係る必要な事項」を「南風原町立幼稚園、小学校及び中学校において特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の教育支援を行うため、判定及び教育措置について次の各号に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 就学支援のための判定
- (2) 教育相談の実施
- (3) 特別な教育的支援の推進
- (4) 関係機関との連絡提携
- (5) その他必要な事項

第6条第1項を次のように改める。

委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

第6条に次の2項を加える。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7条に次の1項を加える。

- 4 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。